

高鍋町の

先賢と文化財

特集『三好退蔵』

Vol.3

ロシア皇太子が斬りつけられた歴史的事件「大津事件」。その渦中、毅然と法を守った検事総長が、高鍋出身の三好退蔵です。郷土が誇るその功績と人物像を、令和8年2月7日(土)の歴史シンポジウムに合わせて、全4回にわたりお届けします。

検事総長に就任、大津事件起こる

明治二十三年(一八九〇)八月、退蔵は大審院検事総長に就任しました。翌二十四年に国中を震撼させる大津事件が起こりました。四月に長崎港にロシア帝国の軍艦六隻が入港。旗艦「アゾヴァ号」にロシア皇帝の皇太子・ニコライ二世が乗船。ロシアは世界の六分の一の領土を有する強大国で、南下政策は日本にとって大きな脅威でした。ロシア皇太子の訪問を日本は歓迎しますが、裏にはロシアの脅威から如何にして日本を守るかの課題があり、全国民がこの訪問を不安を持って注目。「皇太子は日本を侵略する下準備で来たのでは」と警戒する不穏な空気も。五月九日に京都に着いた皇太子一行は京都を見物し琵琶湖を船で遊覧したあと人力車で京都へ。道には見物人が群れ、警備の巡査が立っています。商店街を通ったとき、警備していた巡査がいきなり腰のサーベルを引き抜き皇太子に切りつけます。

刀身が皇太子の山高帽を切り裂き頭を傷つけます。巡査はさらに刀身を振るいます。皇太子は頭をおさえ人力車から飛び降ります。犯人は警備の警官たちに取り押さえられます。皇太子の頭部からの出血ははげしく、随行の医官は直ちに手当。切傷は二カ所ありましたが致命傷にはなりませんでした。

この事件は接待役・有栖川宮から電報で直ちに明治天皇に伝えられます。驚愕した天皇は皇族を皇太子の見舞いに行かせ、重臣たちを緊急招集して御前会議を開きます。松方総理、西郷内務、山田司法、青木外務、陸奥農商務、樺山海軍、土方宮内各大臣が集まりました。天皇と重臣たちは、ロシア帝国が激怒し日本に宣戦布告するかもしれないと心配します。戦争に至らなくても、多額の賠償金を要求するか、千島列島すべてを要求する可能性は高いと考えます。ようやく近代化の緒についた日本にとって容易ならざる事態になったのです。重臣たちの苦悩は深まります。

犯人は滋賀県守山警察署の巡査・津田三蔵でした。動機はニコライ皇太子が日本侵略の下調べのために日本に来たと勘違いしたためでした。ニコライ皇太子の傷は順調に回復に向かいました。明治天皇の心のこもった見舞いを受け、皇太子は日本に悪い感情を抱きませんでした。しかし、ロシア本国の皇帝は皇太子の身を案じて直ちに帰国するよう命じます。五月十九日皇太子はロシアのウラジオストロクに向けて出港しました。

裁判のゆくえ

犯人・津田三蔵の取り調べがはじまり、裁判にかけられることになりました。普通なら地方裁判所で、控訴があれば控訴院で、上告があれば大審院で審理されます。しかし「皇室に対する罪」の場合には最初から大審院で審理されます。皇太子訪日の前、不測の事態が起こるかもしれないと心配した駐日大使シエーヴィッチは、青木外務大臣と密約を交わしました。万一にも皇太子が暴漢に襲われるようなことがあったら「皇室に対する罪」(皇室罪)を規定した刑法第一一六条を適用するという密約でした。刑法第一一六条は「天皇、三后(皇后、皇太后、皇太妃)、皇太子に対し、危害を加えまたは加えようとした者は死刑に処する」という内容で、皇室とは日本の皇室を意味し外国皇室についての規定はありません。

津田を尋問した判事は、刑法第二二九条「予め謀り人を殺したる者は謀殺の罪となし死刑に処す。未遂のときは刑を減ず」(謀殺未遂罪)を適用する考えていた。津田の犯罪は「相手を殺すに至らない未遂」であるので、無期以下の刑となります。しかし政府閣僚と元老の間では、ロシア帝国から莫大な賠償金を強要されるだろうと、危惧の念が日増しに強くなります。五月十二

日、総理・松方正義、通信・後藤象二郎、元老・伊藤博文等から、「ロシアからの賠償金強要を避けるため、津田を死刑にすべし」との意見がでています。司法大臣・山田顕義は、「普通ならば謀殺未遂罪で無期以下の刑になるが、刑法一一六条を適用すれば死刑を科すことができる」と説明しました。重臣たちは刑法一一六条で津田を死刑にすべきだと考えます。

大審院長・児島惟謙は、大審院長に就任したばかりでした。松方総理に挨拶に行く総理から大津事件の話がでました。児島は「事件の全容をまだ知らないが、殺意があった場合は謀殺、なかった折は故殺の、いわゆる未遂である。従って無期以下の刑である」と明言しました。

山田司法大臣は司法省緊急会議を招集し、判事、検事を集めて意見を交換させます。山田は「刑法は国家の安寧秩序を保つ目的で定められた。この事件はわが国の安全を左右する。刑法一一六条はわが国皇室に関する法律だが、外国の皇室も含むと考えることができないか」と問います。しかし出席者からは「刑法一一六条は日本の皇室に対するものであることは明白。本事件は普通殺傷罪の未遂犯として扱うべきである」との意見が大勢を占めました。陸奥、後藤の二大臣は、元老伊藤を訪ね、「司法省専門家の意見は謀殺未遂罪に傾いており、皇室罪の適用は困難である」と告げます。後藤が「裁判で死刑にできない場合の秘策として刺客を差し向け、津田を殺させ、病死と発表」することを提案します。伊藤は「愚かなことをいうな。日本は法治国家だ。無法は許されない」と一蹴。

山田司法大臣はこの事件を「皇室罪」として大審院で審理することにし、手続きは検事総長・三好退蔵が進めます。三好は京都に出張し、京都に滞在していた重臣に諮って「皇室罪として大審

院で裁判する」ことを御前会議で報告することになります。御前会議の席上、松方総理以下全閣僚と元老は、「刑法第一一六条を適用し、津田を死刑にすべきである」との意見で一致します。三好検事総長は意見を求められて、「刑法第一一六条は日本の皇室についての刑法であって、ニコライ皇太子に適用できない。皇太子はこの法律では一般人にすぎない。津田は一般人に対する謀殺未遂で無期刑以下になる」と明確に答えました。三好は「司法省において大審院の判事全員の緊急会議が開かれ、刑法第一一六条を適用できるかが評議されたが、判事たちで摘要できると述べた者はいない」と説明。三好も第一一六条の適用には反対でした。しかし元老伊藤の「死刑にしなければロシアは代償にわが国土の一つの島の割譲を求めるか、他の過大な要求をしてくるに違いない。拒否すれば戦争になるかもしれない。何としても死刑に処すべき方法をさぐらねばならない」との主張が御前会議での結論になりました。ただし裁判で判決を下さなければ死刑にはなりません。

明治時代の日本帝国憲法は現代の憲法とは異なり、基本的な人権は認めておらず、身分制度（華族・士族・平民）もありました。法治国家ではありませんが、現代のように基本的人権を認めた近代国家とは異なります。司法は独立していましたが、司法官の立場は現代とは違っていました。検事総長・三好退蔵の立場は、法律によって犯罪人の罪を問う司法官であると同時に、国の治安を守り国益を守る行政官でもあります。刑法の法目的は犯罪人に対して懲罰的刑罰を下し、二度と罪を犯さないようにさせ、社会の治安を守ることでした。現代のように罪を悔い改めさせ、更生させて社会復帰させる、という考えはありません。明治時代の検事は、法律に基づいて罪を裁きますが、国の治安維持や国益のため犯罪人に懲罰を加え凶悪な犯罪を二度と起こさせ

ないのが主な役割でした。検事は司法官と行政官の二つの役目をもっていました。三好は検察官を代表する検事総長として、司法官としての立場を重視するか、行政官としての立場を重視するかの岐路に立ちます。三好は司法官としての良心を捨てることはしませんでした。行政官としての立場をより重視して、後者を採りました。御前会議の決定により、事件は刑法第一一六条（皇室罪）を適用するか否かを審理する事件に該当して第一審から大審院で審理されることになります。

五月十八日、松方総理は児島大審院長を呼び、「貴殿は法律の解釈上、皇室罪を適用することとはできぬと主張しているが、それは大審院全体の意見か」と問います。児島は「全体の意見ではなく自分個人の意見だ」と答えました。松方は「天皇はこの事件に心を痛め、食事も咽喉を通らぬほどだ。何としても津田を死刑に処さなければならぬ」と伝えます。児島は「御心痛はよくわかるが、総理の意向に従う義務は大審院にはない。裁判は裁判官によって判決が下されるものだ。法律は国家の精神である。自分の職務は法律を断固として守ることが国に対する忠義だ」と答えました。

明治時代の裁判制度では、最高裁長官にあたる大審院長はこの裁判には裁判官としては加わらず、裁判は、判事・堤正己を裁判長とする合計七人の裁判官で審理されます。松方総理は裁判を担当する裁判長と六人の裁判官と個別に面会し、皇室罪を適用して犯人を死刑に処しないと国益に反することを示唆しようと考えます。裁判官に指示を行うことはできないので、示唆に留めざるを得ません。裁判長判事・堤正己、判事・中定勝、土師経典、安居修蔵、井上正一、高野真遜、木下哲三郎の七判事にに対し、山田、陸奥、大木などの大臣が個別に面会。判事のなかには動揺する者もいましたが、大臣による面会のあ

と児島も判事たちに面会し「自己の信念に基づいて判断するよう」求めました。結果として判事たちは「法律を守ることが国を守ることだ」との信念を固めます。児島大審院長は判事たちに面会した感触として「刑法第一一六条の適用はない」と確信します。児島は三好検事総長を秘密裏に訪ね、この確信を伝えました。三好も司法官として同じ確信をもっていたので「了解した」と答えました。児島は「予想される裁判の結果を児島と三好の連名で内閣に伝えておきたい」と提案し、三好も同意しました。そこで次の電文を連名で書き松方総理に電報で送りました。

「津田三蔵事件 実施に掛り深く講究するに、刑法第一一六条（皇室罪）を適用する見込みなし。依りて已むを得ざれば緊急勅令を速やかに発せらるるの外なかるべし」

この電報は重大な意味をもっていました。帝国憲法第八条には「天皇は公共の安全を保持し、（中略）緊急の必要により、『勅令』を発す」と定められており、緊急の場合は「勅令」を発す（天皇の命令）で法律にないことでも命じることができるのです。つまり勅令で「皇室罪を適用せよ」と命じることができず。児島は、「国家の安全のため津田を皇室罪で裁き、死刑にしたいのであれば、天皇の勅令を発するしかない」と示唆したのです。松方総理はこの電報を重臣たちに諮りました。その結論は、「勅令を出すよう天皇に要請するのは畏れ多い。事件の判決を天皇の勅令で命ずることは将来に禍根を残す。裁判は裁判官に任せるべき」として勅令案を採用せず、あくまで「法廷で皇室罪を争う方法」を選びました。この時点で、内閣も「天皇に頼らず、司法に任せるという裁判官尊重」の姿勢を打ち出し、「近代国家の尊厳重視」の姿勢を保ったのです。司法関係者の毅然とした姿勢のたまものでした。重臣たちの良識の現れでもありました。

大審院における裁判の口頭弁論で、三好検事

総長は「被告津田三蔵が露国皇太子に対し危害をくわえた行為は刑法第一一六条にかかわるので、これを適用して処断することを希望する」と述べました。谷澤弁護人が「本件は刑法第一一六条を適用すべきものではない」と述べました。弁護人と検事の主張は形のうえでは対立しましたが、児島大審院長および三好検事総長とも、一一六条は適用されず二九二条が適用されることを確信していました。弁論は終結し堤裁判長が判決を下しました。

「法律に照らすに、その所為は謀殺未遂の犯罪にして、刑法第二九二条、第一一三条第一項により被告三蔵を無期徒刑に処するものなり」判決後の五月二十九日、青木外務大臣、西郷内務大臣が辞任しました。憂慮されたロシアの強硬な態度はみられませんでした。

津田三蔵は北海道の釧路監獄に収監され、収監中に肺炎で死亡しました。



露国皇太子ニコライ殿下俾上の写真

長崎歴史文化博物館収蔵